最終更新日：2015年7月8日
ジャパンパイル株式会社
代表取締役社長　黒瀬　晃
問合せ先：総務部　TEL03-5843-4192
証券コード：5288
http://www.japanpile.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループの企業価値の向上のためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動から生じるリスクをコントロールすることが必要であり、そのためにはコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であると考えております。当社はコーポレート・ガバナンスを企業行動の重要な基盤として位置づけ、透明で健全な企業活動を行うことによって企業価値を最大化し、株主の立場に立った企業価値の向上を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,072,900	8.89
太平洋セメント株式会社	2,507,000	7.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,658,300	4.80
株式会社三井住友銀行	1,269,000	3.67
株式会社みずほ銀行	1,205,300	3.49
ジャパンパイルグループ取引先持株会	1,087,700	3.14
JFEスチール株式会社	1,055,000	3.05
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／FIM／LUXEMBOURG FUNDS	830,000	2.40
丸大産業株式会社	784,000	2.27
ジャパンパイルグループ社員持株会	516,251	1.49

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白賀洋平	他の会社の出身者				△							
上前修	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白賀洋平	○	三井住友ファイナンス＆リース株式会社 特別顧問	金融機関の経営に関与してきた経歴を活かして経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで経営体制が更に強化できるものと判断したため
上前修	○	―――	石油製品・石油化学製品の製造・販売の経営に関与してきた経歴を活かして経営全般に対する監督、チェックを果たしていただくことで経営体制がさらに強化できるものと判断したため

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】
　会計監査については、新日本有限責任監査法人が当社並びにグループ会社全体に対して会社法及び金融商品取引法に基づく監査を実施しております。その結果は、当社取締役及び監査役に対して定期的に報告されます。監査役及び会計監査人は、定期的な打合せを含め、必要に応じ随時情報交換を行うことで相互の連携を高めております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】
　内部監査については、業務管理部が当社及び子会社に対して業務監査及び会計監査、並びに金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応した評価業務を独立・客観的な立場から実施しております。監査は年度毎の監査計画に基づき継続的に実施する定期監査と必要に応じて適宜実施する随時監査があり、その監査結果はその都度、当社の取締役及び監査役並びに被監査会社の取締役及び監査役に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中下善博	他の会社の出身者													
前田正宏	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中下善博	○	―――	長年にわたる金融機関及び監査法人において財務面での業務経験、法務に関する豊富な幅広い見識を有しており、当社の監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したためです。
前田正宏	○	―――	長年にわたる公認会計士、税理士としての豊富な幅広い見識を有しており、当社の監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績に連動した役員賞与を支給しているため、取締役へのインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期における当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する年間報酬総額は240百万円、監査役（社外監査役を除く。）に対する年間報酬総額は27百万円、社外役員に対する年間報酬額は24百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の総額は、株主総会で決議しております。各取締役の報酬額の決定については、株主総会決議の報酬額の範囲内において、業績動向、世間相場、責任の度合い等を勘案し、代表取締役が行うこととしております。また、監査役報酬については、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、総務部が主管となって行っております。取締役会開催に際して予め資料の配布を行っており、重要な案件については、総務部が窓口となり、担当取締役から適宜、資料の提供と説明を受けることとなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・当社は、監査役設置会社であり、社外監査役2名を含めた監査役4名により、取締役の職務執行を監視できる体制をとっております。
・取締役会は、定期的に開催され、法令、定款又は取締役会規則に定める重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っております。
・当社を取り巻く経営環境の変化や市場のニーズに迅速かつ的確に対応できる経営体制を構築し、グループ全体の経営管理と業務執行により効果的かつ円滑に行うため、執行役員制度を導入しております。
・内部監査については、業務管理部が年度毎の監査計画に基づき、当社及び子会社に対して業務監査及び会計監査並びに金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応した評価業務を独立・客観的な立場から実施しております。
・当社及びすべての子会社の会計監査人は、新日本有限責任監査法人であり、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委託しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社グループ業種業態及び企業規模を総合的に勘案した結果、監査役設置会社の形態が当社のコーポレート・ガバナンス体制として最も効率的と判断し、この体制を採用しております。また、会計監査人及び2名の社外監査役を選任し内部監査部門と連携することにより、監査機能を強化しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主に対して招集通知を定時株主総会の2週間前までに郵送することとしております。しかし、株主に対し招集通知発送の早期化が求められており、今後、株主総会参考資料等をインターネットによる「WEB開示」を利用するための環境整備（定款の変更等）を進めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会開催日は、いわゆる「集中日」ではなく、今後もできるだけ多くの株主に出席していただく事を念頭に考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一回の頻度でアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ニュースリリース一覧、決算情報、株式関連情報、IRカレンダー、決算説明会資料などを自社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務部を担当者部署として設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「企業行動基準」において、「自由・公平な市場競争を通じて利潤追求を図るとともに、総合基礎建設業トップ会社として、地域・環境面への社会貢献を果たしていきます」と規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに有用と判断される重要事項については、積極的に適時開示することを基本方針としております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、経営の基本方針に則った「企業行動基準」を制定し、その精神をグループ全役職員に対し伝えることにより、法令遵守と社会倫理の遵守が企業活動の原点であることを周知徹底させる。
(2)当社は、法令遵守の責任者として担当役員を任命し、その指導の下で当社及び子会社の総務部門等を中心に役職員の教育を行う。
(3)当社の業務管理部は、当社及び子会社の総務部門等と連携して、法令遵守及び社会倫理の遵守の状況を監査する。これらの活動は定期的に当社の取締役及び監査役会に報告されるものとする。
(4)法令上疑義のある行為等について当社及び子会社の役職員が直接情報提供を行う手段として、当社の業務管理部宛のホットラインの設置・運営を行う。
(5)当社の業務管理部に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないとともに、匿名性を確保する体制とする。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の取締役の職務執行に係る情報は、当社の品質管理規定及び文書管理規定等の社内規定に従い、適切に文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という)に記録し、保存され、廃棄される。当社の取締役及び監査役は、必要に応じて常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
(1)法令遵守、災害、安全、品質、情報等に係るリスク対応については、当社及び子会社の担当部門において、規定の制定や教育研修の実施等を行うものとする。
(2)グループ全体に関わる組織横断的なリスクの監視及び対応については、業務管理部が網羅的総括的に行うものとする。
(3)新たに生じたリスクについては、当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社及び子会社の取締役及び職員が共有する目標を定め、この浸透を図ると共にこの目標に基づく当社及びグループの中期経営計画、年度計画を策定する。
(2)当社は取締役及び企画室長等を執行役員とする執行役員制度を導入し、四半期毎に執行役員会を開催し、計画に基づく職務の執行状況の確認を行う。
(3)当社の企画、管理、営業、施工、生産、技術等の各部門において担当役員は定期的に会議を招集し各部門が実施する具体的な施策について有効性の検証を行う。
(4)当社及び子会社は取締役会を定期的に開催するほか、当社は執行役員会・品質管理会議・経営会議・企画連絡会議等を開催し、職務の執行状況の報告・確認を行う。
(5)当社は取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役に社外取締役を起用する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は関係会社管理規定、海外子会社管理規定、職務権限規定、職務分掌規定、稟議取扱い規定を定め、グループの決裁権限の明確化を行い、業務の適正を確保する体制とする。
(2)当社の執行役員である取締役・企画室長等は、当社の業務管理部が実施する内部監査において、当社及び子会社の各部門が全面的に協力するよう指示を行う。内部監査の結果、是正等の指摘がある場合には、速やかに当該部門への改善指示を行い、改善の結果を当社の担当役員に報告する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)当社の監査役は、業務管理部及び管理部門所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
(2)当社の監査役より監査業務に必要な事項に関し命令を受けた職員は、その命令に関して取締役及び業務管理部長等の指示命令は受けないものとする。また、当該職員の独立性を確保するため、当該職員の人事権に係る事項の決定には監査役会の事前の同意を得るものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社及び子会社の取締役は、次に定める事項を認知した場合には、速やかに当社監査役会に報告を行う。
1、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項
2、その他重要な会議の決定事項
3、会社の信用や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為
4、内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
5、重大な法令・定款違反
6、その他上記に準じる事項
(2)当社及び子会社の役職員は、会社の信用や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為、重大な法令・定款違反等の事実を認知した場合には、速やかに当社監査役に報告する。また、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないとともに、匿名性を確保する体制とする。
(3)当社の監査役と代表取締役との間において、定期的な意見交換会を設定する。
(4)当社の監査役は、当社及び子会社の業務の執行状況を把握するために、当社の執行役員会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び職員に説明を求めることとする。
(5)当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業集団は、反社会的勢力とのかかわりは一切ありません。
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、経営活動への関与および取引の防止に努めることを基本方針としています。また、その対応体制として「企業行動基準」および当社社内規定「反社会的勢力対応規則」により、統括責任者、対応責任者および基本的対応要領を定め、反社会的勢力排除に組織的に取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

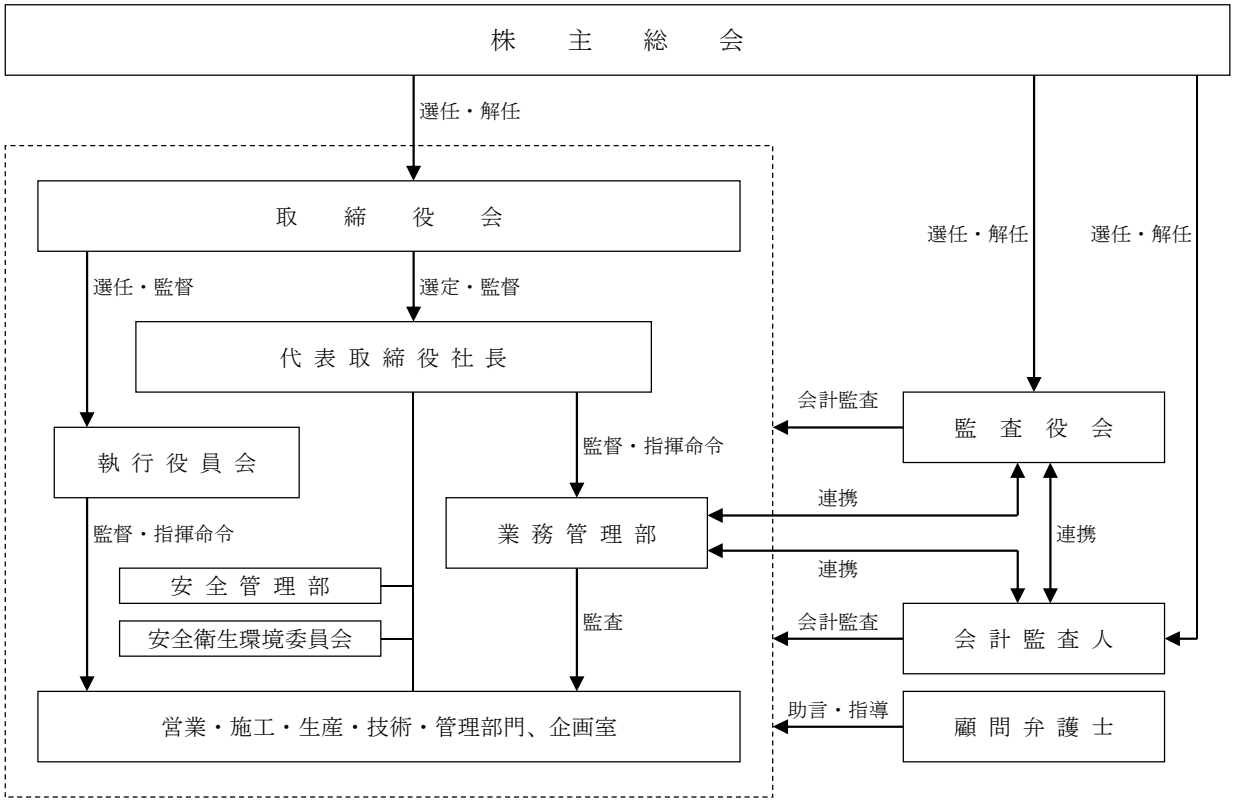
株　主　総　会
選任・解任
取　締　役　会
選任・解任
選任・解任
選任・監督
選定・監督
代 表 取 締 役 社 長
会計監査
監　査　役　会
執 行 役 員 会
監督・指揮命令
連携
業 務 管 理 部
連携
監督・指揮命令
連携
安 全 管 理 部
安全衛生環境委員会
監査
会計監査
会 計 監 査 人
助言・指導
顧 問 弁 護 士
営業・施工・生産・技術・管理部門、企画室